

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第四十一号

#### 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年広島県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日」に改める。

#### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。